

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年3月まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間は未納となっていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私の国民年金の加入手続及び保険料納付は父が行ってくれた。父は、きちんとした性格であり、申立期間の保険料が未納になっているとは考えられないので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料を全て納付している上、申立人の保険料を納付したとするその父は、昭和36年4月から60歳までの加入期間（約30年）のうち申立期間を除き保険料を全て納付しているなど、納付意識が高かったものと認められる。

また、申立人は、A市役所（現在は、B市C区役所）作成の国民年金被保険者名簿により、過去の未納分を第2回特例納付及び過年度納付により、昭和50年11月までに納付していることが確認できることから、納付意識の高い申立人の父が申立期間の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和46年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月31日から同年6月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社（現在は、B社）で勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間中もA社に継続して勤務しており、同社の届出に誤りがあると思われるため、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社の回答書の内容から、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和46年6月1日にA社からD社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和46年4月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が資格喪失日を昭和46年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年5月31日と記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け出たものと認められる。その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を

行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和37年12月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月1日から38年6月4日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、昭和36年7月からB社に勤務したが、37年11月末で同社は閉鎖となった。その後、A社が事業を引き継いだ。変わったのは社名と経営者だけであり、私は申立期間も継続して勤務していた。

申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間中にA社に勤務していたことは、申立人が所持している申立期間当時の給与明細書により確認することができる。

一方、オンライン記録によると、B社は昭和37年12月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その事業を引き継いだA社は、38年6月4日に適用事業所となったため、申立期間において適用事業所ではなかったものの、同社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届確認及び標準報酬決定通知書」には、申立人を含む11人の被保険者資格取得日が37年12月1日と記載され、38年5月21日付けで社会保険事務所(当時)において受け付けられたことが確認できる。

また、「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届確認及び標準報酬決定通

知書」において、その取得日は昭和 38 年 6 月 4 日に訂正されたことが確認できるが、このことについて年金事務所に照会したところ、「事業所に係る健康保険及び厚生年金保険の新規適用については、新規適用届の提出後に関係帳簿等の調査を実施し、その調査月を適用年月とする取扱いであったため、資格取得年月日は、事業所の新規適用年月日に合わせて昭和 38 年 6 月 4 日に訂正したと思われる。」との回答があった。

しかしながら、上述のとおり、A社は申立人を含む 11 人の従業員について、昭和 37 年 12 月 1 日を資格取得日として届け出ており、社会保険事務所は、同社が同日において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていることは容易に確認できる状況であったと考えられることから、適用日を 38 年 6 月 4 日とすべき特段の理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、A社は昭和 37 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所としての要件を具備したものとして、新規適用に係る届出を 38 年 5 月 21 日に行ったにもかかわらず、法令に定めるところとは異なる処理が行われた結果、申立人の資格取得日が事実と異なる日付（昭和 38 年 6 月 4 日取得）で記録されたものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届確認及び標準報酬決定通知書」において確認できる標準報酬月額から、1 万 6,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和37年11月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月10日から同年12月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社で勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

この期間は、A社の支店間の転勤に伴う欠落期間であり、同社には継続して勤務していた。会社の届出に誤りがあると思われるため、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びオンライン記録により、申立期間当時、A社C支店及び同社B支店において厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の元従業員の証言から、申立人が同社に継続して勤務し（昭和37年11月10日にA社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る昭和37年12月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年12月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年12月から55年3月まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間は未納となっていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私が20歳になったとき、A町役場（現在は、B市C区役所）からの加入勧奨通知を受け取り、母が私と双子の弟の加入手続を一緒に行ってくれた。保険料については、家族4人分をまとめて納付していたはずである。

それなのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿により、昭和56年2月27日に兄弟連番で払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間のうち、51年12月から53年12月までの保険料は、時効により納付することができない上、申立人の弟も、申立期間の保険料は未納となっている。

また、申立人が20歳到達の昭和51年*月に国民年金の加入手続を行った際に交付されたとする年金手帳及びA町役場作成の国民年金被保険者名簿の住所欄には、52年7月26日に地番修正された住所が記載されていることから、申立人の20歳到達時において、その母が申立人に係る国民年金の加入手続を行ったとは考え難い。

さらに、申立人は、自身の国民年金加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとするその母は、「定期的に保険料を納付した記憶はあるものの、まとめて納付したことは無く、納付金額も覚えていない。」としていることから、納付状況に関する記憶は定かではない。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、

申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月から49年3月まで

取引銀行の年金相談会に参加したところ、加入当初の3年程が未納になっていることが分かった。そんなはずはないと思い、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

私は、他県から実家に戻った昭和46年5月末に、20歳になっていたこともあり、親の勧めでA市役所B連絡所において、国民年金の加入手続を行い、保険料は月々B連絡所に納付したはずであることから、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和46年5月末に、20歳になっていたこともあり、親の勧めでA市役所B連絡所において、国民年金の加入手続を行った。その際、受け取ったのは、現在所持している国民年金手帳である。」としているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和49年1月30日に払い出されたことが確認できる上、申立人が所持する国民年金手帳は、その説明部分に47年7月からの月額保険料が印刷されていることから、46年5月末に交付されたとは考え難い。

また、A市役所は、昭和48年度に国民年金の未加入者対策を行ったところ、事実、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日において、約120人の被保険者の同番号が払い出されており、申立人の姉も同一日に申立人の80番余り後に払い出されていることが確認できることから、申立人及びその姉はA市役所の未加入者対策により国民年金に加入したものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点においては、申立期間の

うち昭和 46 年 2 月から同年 9 月までの保険料は時効により納付することができず、同年 10 月から 49 年 3 月までの保険料納付についても、申立人は、「まとめて保険料を納付した記憶は無く、定期的に B 連絡所で納めていた。」としていることから、過年度納付及び特例納付によって保険料を納付したとは考え難い。

加えて、氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

新潟厚生年金 事案 1282 (事案 50 及び 826 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月から 37 年 4 月まで

年金記録確認第三者委員会に対して、二度にわたり、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい旨の申立てを行ったが、記録の訂正は認められないという回答を受け取った。

その後、自宅を整理中に、A社の社印が押されている写真が出てきたが、当該写真には、「昭和 36. 7」と記載されている。

写真と一緒に写っているのは、A社に勤務していた当時の同僚で、私が、昭和 36 年 7 月当時に同社に勤務していたことを示す有力な証拠であるので、再調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の申立期間における勤務実態を確認することができず、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無い上、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無いとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 7 月 16 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、申立期間にA社に勤務していたと主張し、再申立てを行っているが、申立人から新たな資料の提出は無く、このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、これについても既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 3 月 10 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たな情報として写真を提出し、「当該写真には、A社の社印が押されており、『昭和 36. 7』と記載されている。また、写真と一緒に写って

いるのは、同社に勤務していた当時の同僚である。」と主張し、再調査の申立てを行っている。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立人が、写真と一緒に写っているとして氏名を挙げた上記同僚の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和36年2月25日であることが確認できる上、オンライン記録から、申立人が主張する同年7月の時点で、当該同僚は既に別の事業所において厚生年金保険に加入していたことが確認できることから、当該写真をもって、申立人が申立期間中も引き続き同社に勤務していたと認めることはできない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険に加入していたことが確認できる元従業員のうち、所在が確認できた7人に照会したところ、いずれも、「申立人のことは知らない。」「学生服を作業服代わりにしている人がいた記憶は無い。」と証言していることから、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができず、このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から 39 年 9 月頃まで
② 昭和 39 年 10 月頃から 40 年 9 月 30 日まで
③ 昭和 41 年 1 月 14 日から 44 年 7 月 30 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間①は、A事業所に勤務しB職として業務に従事した。

また、申立期間②は、C社に勤務し、製品の製造作業に従事した。

さらに、申立期間③は、D事業所に勤務し、現場補助業務に従事した。

いずれの事業所においても、勤務期間中は、厚生年金保険に加入していたと思うので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「私は、E県F市に所在したA事業所に勤務していた。当該事業所はB職の事業所であったが、事業主の兄も同じ町内で、B職の事業所を経営していたと思う。また、事業主には、小さい男の子が一人いたと記憶している。」と申し立てている。

G会が保管するG会会員名簿（昭和45年11月現在）から、E県F市では申立人が事業主であったと主張する者と同姓の会員が3人確認できるが、戸籍謄本から、当該3人は兄弟であることが確認できるところ、このうち次男には、申立期間①当初、4歳の男児（昭和*年*月生）がいたことが確認でき、かつ、長男及び三男には、同年齢の男児がいたことが確認できないことから、申立人は、申立期間①において、当該3人の同姓の者のうち、次男を事業主とする事業所に勤務したことがうかがえる。

しかしながら、当該次男は既に亡くなっている上、申立人は同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、オンライン記録において、「A事業所」という名称の厚生年金保険適用事業所は確認することができない上、G会が保管する当該次男に係る会員実態調査書台帳（平成6年3月31日調査実施）において、「厚生年金保険加入の有無」の欄には、「加入していない」と記載されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録から、当該次男は、申立期間①において国民年金に加入し、昭和38年10月から39年9月までの保険料を納付していたことが確認できる。

- 2 申立期間②について、申立期間②当時、C社に勤務していたとする元従業員の二人が、「申立人は、C社で確かに勤務していた。」と証言していることから、申立人は、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、C社は、昭和41年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時において適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、C社の元代表取締役は、「当時の資料は全て廃棄しており、申立人が勤務していたかどうかは不明である。」と回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

さらに、オンライン記録から、C社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和41年5月1日と同一日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる元従業員は、「C社には、昭和40年11月頃入社した。入社後しばらくの間は、厚生年金保険へは加入しなかった。当該期間中は、給料から厚生年金保険料は控除されていなかったと思う。」と証言している。

加えて、オンライン記録から、C社において昭和42年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる別の元従業員は、「自分は、昭和35年頃から39年頃までの期間及び42年9月頃から44年5月頃までの期間、C社に事務員として勤務した。最初の勤務期間中は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、従業員の給料から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と証言している。

- 3 申立期間③について、申立人は、「申立期間③当時は、E県H市I地で営業を行っていたD事業所で勤務していた。」と申し立てているところ、J機関が保管する台帳から、昭和37年3月9日から45年6月8日までの期間、

当該事業所がH市I地において営業していたことが確認できる上、申立人はそのメニューを所持していることから、申立人が当該事業所に勤務していた可能性は否定できない。

しかしながら、オンライン記録において、D事業所という名称の厚生年金保険適用事業所は確認できない。

また、上記営業者台帳の営業者氏名欄には、法人名及びその代表者の氏名の記載が確認できるが、オンライン記録において、当該法人と同一名称の厚生年金保険適用事業所は確認できない上、当該代表者に照会したものの、回答を得られないことから、申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

- 4 申立人は、いずれの申立期間についても、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、いずれの申立期間についても、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人のいずれの申立期間についても、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

新潟厚生年金 事案 1284 (申立期間①は事案 44 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 1 日から同年 8 月 13 日まで
② 昭和 41 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
③ 昭和 58 年 1 月 21 日から同年 2 月 4 日まで
④ 平成 6 年 5 月 21 日から同年 6 月 17 日まで

年金記録確認第三者委員会に対して、申立期間①を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい旨の申立てを行ったが、記録の訂正は認められないという回答を受け取った。

また、「厚生年金加入記録のお知らせ」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間②、③及び④が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かったので、改めて年金事務所に照会したところ、やはり、いずれも厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

当時の給与明細書等は所持していないが、給与から保険料を控除されていたと記憶しているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立てについては、申立人は、「給料から保険料を控除されていた覚えがある。」と主張しているものの、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人は申立期間に係る保険料控除に関する具体的な記憶も無いこと、申立人が勤務していたとし、A県B市C町に所在していたとするD事業所は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できないこと、A県内の他の市区町村を含めて同一名称の全ての事業所についても調査したが、これらの事業所において申立人が厚生年金保険の被保険者であった事実

は確認できないこと、申立人は、当時の事業主や同僚の氏名を明確に記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年6月26日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、「再度、申立期間①に係る調査をしてほしい。」として当委員会に再申立てを行っているが、申立人から新たな資料の提出は無く、このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「昭和41年4月1日から、E社（現在は、F社）G支店で勤務を開始した。」と申し立てているが、F社は、「申立人の人事記録は見当たらない。」と回答している。

また、E社G支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人は昭和41年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できるが、同日又はその前後に資格を取得した19人の元従業員に照会したところ、9人から回答が得られたが、このうちの1人は、「申立人を知っている。申立人が勤務を開始したのは、昭和41年7月頃からである。」と回答しており、残りの8人は、「申立人を知らない。」と回答していることから、申立人の申立期間②に係る勤務実態を確認することができない。

- 3 申立期間③について、申立人は、「申立期間③は、H社から関連会社であるI社へ異動するに当たって、引き継ぎの事務を行っていた期間であり、H社で勤務をしていた。」と申し立てている。

しかしながら、申立人のH社における雇用保険の離職日は、同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日の前日と一致している上、I社の元代表取締役は、「申立人は、昭和58年1月20日付けでH社を解雇された。その後、I社に就職することになったが、解雇後、同社の従業員として勤務を開始するまでの期間は、残務整理や引き継ぎなどのために出勤していた。」と証言しており、申立期間③当時の経理事務を担当していた元従業員も同様の証言をしている。

これらを総合的に判断すると、昭和58年1月20日付けでH社を解雇された申立人は、その後も残務整理等で同社に出勤していたものの、同社に係る厚生年金保険の被保険者として取り扱われていなかったものと推認できる。

- 4 申立期間④について、申立人は、「平成6年5月21日から、J社で勤務を開始した。」と申し立てているが、雇用保険の記録では、申立人は平成6年6月17日にJ社において雇用保険に加入したことが確認できる上、同社は、「申立人の在籍期間については、資料が保管されていないため不明である。」

と回答していることから、申立人の申立期間④に係る勤務実態を確認することができない。

また、オンライン記録から、申立人の J 社における厚生年金保険被保険者資格取得日は平成 6 年 6 月 17 日、それまでの勤務先である I 社における資格喪失日は同年 5 月 21 日であることが確認できるところ、申立人は J 社への就職の経緯について、「I 社から離職票を発行してもらった後、公共職業安定所に赴き、J 社への就職をあっせんしてもらった。」としていることから、申立人が、I 社を退職した翌日から J 社で勤務を開始したとは考え難く、申立人の同社における勤務開始日は同年 6 月 17 日であることがうかがわれる。

さらに、申立人の J 社における雇用保険被保険者資格の取得日及び厚生年金保険被保険者資格の取得日はいずれも、平成 6 年 6 月 17 日であることが確認できるが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、同日前後に被保険者資格を取得したことが確認できる元従業員 7 人の雇用保険記録を確認したところ、いずれの元従業員についても、申立人と同様に、雇用保険被保険者資格取得日と厚生年金保険被保険者資格取得日は一致していることが確認できる。

- 5 申立人は申立期間②、③及び④において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間②、③及び④に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間②、③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月 12 日から 47 年 8 月 10 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A事業所で勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

国（厚生労働省）の記録では、私のA事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 47 年 8 月 10 日となっているが、私は、43 年頃に、B氏と二人で当該事業所を創設し、申立期間中も勤務していたと記憶している。

私より後にA事業所で勤務を開始した従業員は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 46 年 6 月 12 日に被保険者資格を取得したにもかかわらず、私の資格取得日が 47 年 8 月 10 日であることに納得ができないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、自身よりも後からA事業所において勤務を開始したとして氏名を挙げる元従業員は、オンライン記録から、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 46 年 6 月 12 日に厚生年金保険に加入していたことが確認でき、当該元従業員は、「申立人は私よりも前からA事業所で勤務していた。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人は、申立期間において当該事業所で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A事業所の元事業主に照会したところ、その妻は、「夫は病気のため質問に答えることができない。また、当時の資料は何も無く、私も高齢のため記憶がはっきりしない。」と回答していることから、申立人の当該事業所における厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、オンライン記録から、申立人は、申立期間のうち昭和 47 年 6 月 22

日から同年7月25日までの期間、C社において厚生年金保険に加入していたことが確認でき、申立人の同社における厚生年金保険被保険者期間は、A事業所における被保険者期間と同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていることが確認できるが、申立人のC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の「厚年番号」欄には「新規払出」との記載が確認できる上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿から、当該番号が同年6月22日に払い出された番号であることが確認できる。

さらに、オンライン記録から、申立人は、申立期間の一部を含む昭和35年10月1日から47年6月22日までの期間において国民年金に加入しており、保険料を納付していたことが確認できる。

加えて、申立人及び上述の元従業員はいずれも、「申立期間当時、A事業所の従業員数は7人だった。」と証言しており、当該元従業員は、7人のうち5人の名字を挙げているが、このうちの2人については、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、同一の名字の被保険者を確認することができないことから、申立期間当時、当該事業所では必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月1日から8年10月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社で勤務していた期間のうち申立期間の標準報酬月額が、実際に支給された報酬額よりも低額であることが分かった。

国（厚生労働省）の記録では、A社に勤務していた期間のうち、平成4年10月1日から11年1月21日までの期間（申立期間を除く。）の標準報酬月額が44万円であるが、当該期間のうち、申立期間だけが41万円となっている。

私は、当時、A社の役員であったので、毎月の報酬額には増減が無く、一定額が支給されたと記憶しているので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、A社の元事業主は既に亡くなっている上、当時、同社の取締役であったその長男も、「申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除したか否かについては不明である。」と回答していることから、申立人の申立てどおりの給与の支給額及び保険料控除額について確認することができない。

また、申立期間は、平成7年5月から同年7月までに申立人に対して支給された役員報酬額により算定された標準報酬月額が適用される期間であるが、申立期間当時、A社から経理事務を委託されていた会計事務所が保管する「役員報酬手当等及び人件費の内訳書」から、平成7年度に申立人に対して支給された役員報酬額は、その前後の年度と比較して低額となっていることが確認でき

る。

さらに、上記「役員報酬手当等及び人件費の内訳書」から、A社における申立人以外の役員の二人についても、平成7年度に支給された役員報酬額が、申立人と同様に、その前後の年度と比較して低額となっていることが確認できるところ、オンライン記録から、当該役員の二人の標準報酬月額が、申立期間において、その前後の期間の標準報酬月額と比較してそれぞれ1等級低額となっていることが確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが他の取締役と異なり低額であるという事情は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月 26 日から 39 年 7 月 6 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、昭和 37 年 1 月 26 日に A 社 B 支店を退職後すぐに、C 社 D 工場で勤務した。申立期間において同社に勤務していたことは間違いないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 社 D 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、申立人と同様に昭和 39 年 7 月 6 日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる元従業員のうちの一人、及び同年 7 月 16 日に被保険者資格を取得したことが確認できる元従業員のうちの一人は、いずれも「C 社 D 工場における自分と申立人の勤務開始日は、同一日であったと記憶している。」と証言している上、同社は、「申立期間当時の資料は保管していないため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答していることから、申立期間当時の申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、オンライン記録から、申立人の A 社 B 支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和 37 年 1 月 26 日、C 社 D 工場における資格取得日は 39 年 7 月 6 日であることが確認でき、その厚生年金保険未加入期間は約 2 年 6 か月であるところ、申立人はその後の聴取において、「詳細な時期は記憶に無いが、昭和 37 年 1 月に A 社 B 支店を退職した後、会社名は忘れたが、E 地方に所在する F 会社に、冬期間のみの出稼ぎ労働者として一冬期間又は二冬期間勤務したことがある。当該期間中は、厚生年金保険には加入しなかったが、

失業保険には加入しており、当該期間に係る失業保険金を受給するために公共職業安定所を訪れた際に、C社D工場での仕事を紹介されたと思う。」としていること及び上述の元従業員の二人の証言内容を合わせて考えると、申立人の同工場における資格取得日は、事実在即したものであることがうかがえる。

さらに、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 12 月 1 日から 50 年 1 月 1 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、昭和 44 年 12 月 1 日から 49 年 12 月 31 日まで、A 社にパート従業員として勤務した。17 時から 0 時までの 1 日 7 時間、月 30 日の勤務で配達の仕事をしており、給与は日払いで受け取っていた。同じ夜のパートをしていた同僚 3 人は、同社で厚生年金保険に加入していたと聞いたので、私も加入していると思っていた。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A 社において社会保険事務を担当していた元従業員の証言から、期間は特定できないものの、申立人は、夜間勤務のパート従業員として、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A 社は、「申立人が氏名を挙げる同僚 3 人については、当社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届確認及び標準報酬決定通知書等において氏名を確認できることから、当社に在籍していたこと及び厚生年金保険に加入していたことは確認できるが、申立人の氏名は確認することができず、ほかに申立期間当時の資料が保管されていないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況については、いずれも不明である。」と回答している。

また、上記同僚 3 人はいずれも既に亡くなっている上、当該同僚 3 人には、A 社における雇用保険記録が確認でき、当該記録はオンライン記録と一致している一方、申立人が同社において雇用保険に加入していたことは確認すること

ができない。

さらに、オンライン記録から、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、保険料を納付していたことが確認できるなど、申立人が申立期間において、厚生年金保険に加入していたことがうかがえない。

加えて、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。